補助金名: 景観整備事業補助金 平成27年度

評価表

39

十八八十尺 1				州							計画衣	NO.			
所管部課名		名	建設部 都市計画課												
事務事業名 景観推進事業					È										
根拠法令			薩摩川内市建設部補助金等交付要綱、 景観整備事業補助金交付要領												
補助経過年数 1年以上5年以下															
平成27年度 予算額		300 千円		国県支出金				その他		<u>ф</u> л	:財源	その他の内容			
									צויו	300 千円					
								千円	目標値]標年度				
		目知子亚洲	₩ ~												
成果指標①			等の延べ指定数				延べ15ヵ所		, , , , , , , , , , , , ,						
成果指標②		地区コミュニティ協議会との協議回数								年8回	平	平成32年度			
補助対象者		市が指定し	市が指定した景観重要資産等が地域内に存する地区コミュニティ協議会												
補助対象経費			字产:	笔 (せのシン	ボル笑り	レなっ	ている暑後	組容源	で抽区コミ	シュニティは	な議会からの			
		景観重要資産等(地域のシンボル等となっている景観資源で地区コミュニティ協議会からの 提案により市が指定したもの)の整備及び維持管理に関する事業で、地区コミュニティ協議 会では困難な事業の実施に要する経費(食糧費及び交際費は除く)													
補助対象 事業・活動		動	景観地区(準景観地区を含む)、景観啓発地区、景観提案地区及び景観重要資産等の整備及び維持管理に関する事業												
の	内容		分類		運営補	助のみ	✓ ■	事業補助		運営補助	かと事業補助の	の両方	その他		
補助金額又は 補助率			上限10万円												
上記	項目	の	予算の範囲内で各年度において1回のみ交付												
		_		⊔r ı				ットスロ	J						
惧昇	算方法 	5		ПLЭ				のアスト		成25年	唐	亚战	26年度		
快 身	⊉万 汪	ξ	項目	ПL 1		平成24	年度		平	·成25年 円)	1		26年度		
付 身	東万汪			цгэ	金額	平成24			平 金額(成25年 円) 66,000	割合 (%)	金額(円)	割合 (%)		
一 	万法		項目	ПГ		平成24 (円)	年度	(%)	平 金額((円)	割合 (%) 24.8%	金額(円)	割合 (%) 100 16. 0%		
補	万法	自己	項目	цгэ		平成24 (円)	年度	(%) 0. 0% 0. 0% 0. 0%	平 金額((円) 66, 000	割合 (%) 24. 8% 24. 8% 0. 0%	金額 (円) 19, (19, (割合 (%) 16. 0% 16. 0% 16. 0% 0. 0%		
補助	収	自己	項目 已資金 自己負担 事業収入 _{寄付金・その他}			平成24 (円) 0	割合(0. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0%	平 金額(6	円) 66, 000 66, 000	割合 (%) 24. 8% 24. 8% 0. 0% 0. 0%	金額(円) 19, (19, (割合 (%) 16. 0% 16. 0% 16. 0% 0. 0% 0. 0%		
補助を		自己	項目 已資金 自己負担 事業収入			平成24 (円)	割合(0. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 00. 0%	平 金額(6	円) 66, 000	割合 (%) 24. 8% 24. 8% 0. 0% 0. 0% 75. 2%	金額 (円) 19, (19, (割合 (%) 16. 0% 000		
補助を受	収	自己市神	項目 登金 自己負担 事業収入 寄付金・その他 助金	助成		平成24 (円) 0	割合(0. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 00. 0%	平 金額(6	円) 66, 000 66, 000	割合 (%) 24. 8% 24. 8% 0. 0% 0. 0% 75. 2% 0. 0%	金額(円) 19, (19, (100, (割合 (%) 16. 0% 16. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0%		
補助を受け	収	自己市神	項目 直登 自己負担 事業収入 寄付金・その他 前助金 前年度繰越金	助成		平成24 (円) 0 99, 750	年度 割合((%) 0. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0%	平 金額(6	円) 66, 000 66, 000 99, 750	割合 (%) 24. 8% 24. 8% 0. 0% 0. 0% 75. 2% 0. 0% 0. 0%	金額(円) 19, (19, (100, (割合 (%) 16. 0% 000		
補助を受ける	収	市和	項目 登資金 自己負担 事業収入 寄付金・その他 前助金 前年度繰越金)	助成		平成24 (円) 0 99, 750	# 割合 (1	0. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0%	平 金額(6 6	円) 66, 000 66, 000 99, 750 65, 750	割合 (%) 24. 8% 24. 8% 0. 0% 0. 0% 75. 2% 0. 0% 0. 0% 100. 0%	金額(円) 19, (19, (100, (割合(%) 16.0% 16.0% 0.0% 0.0% 0.0% 0.0% 0.0% 0.0% 0.0% 0.0%		
補助を受ける事	収	自己 市 祁 (前	項目 登金 自己負担 事業収入 寄付金・その他 助金 前年度繰越金 計	助成		平成24 (円) 0 99, 750	# 割合 (1	0. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 00. 0%	平 金額(6 6	円) 66, 000 66, 000 99, 750	割合 (%) 24. 8% 24. 8% 0. 0% 0. 0% 75. 2% 0. 0% 100. 0% 100. 0%	金額 (円) 19, (19, (100, (119, (119, (割合 (%) 16. 0% 000		
補助を受ける事業(収	自 元 市 祁 (前 人 件	項目 登金 自己負担 事業収入 寄付金・その他 補助金 が年度繰越金 計 費 ‡費	助成		平成24 (円) 0 99, 750	# 割合 (1	0. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 00. 0% 00. 0%	平 金額(6 6	円) 66, 000 66, 000 99, 750 65, 750	割合 (%) 24. 8% 24. 8% 0. 0% 0. 0% 75. 2% 0. 0% 0. 0% 100. 0% 100. 0% 0. 0%	金額 (円) 19, (19, (100, (119, (119, (割合 (%) 16. 0% 000		
補助を受ける事業(団	収入	自 元 市 祁 (前 人 件	項目 登金 自己負担 事業収入 寄付金・その他 助金 前年度繰越金 計	助成		平成24 (円) 0 99, 750	# 割合 (1	0. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 00. 0% 00. 0% 0. 0%	平 金額(6 6	円) 66, 000 66, 000 99, 750 65, 750	割合 (%) 24. 8% 24. 8% 0. 0% 0. 0% 75. 2% 0. 0% 100. 0% 100. 0% 0. 0% 0. 0%	金額 (円) 19, (19, (100, (119, (119, (割合(%) 16.0% 16.0% 0.00		
過去3ヵ年の決算状補助を受ける事業(団体	収入	自 元 市 祁 (前 人 件	項目 登金 自己負担 事業収入 寄付金・その他 構助金 が年度繰越金 計 費 ‡費	助成		平成24 (円) 0 99, 750	# 割合 (1	0. 0% 0. 0%	平 金額(6 6	円) 66, 000 66, 000 99, 750 65, 750	割合 (%) 24. 8% 24. 8% 0. 0% 0. 0% 75. 2% 0. 0% 100. 0% 100. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0%	金額 (円) 19, (19, (100, (119, (119, (割合 (%) 割合 (%) 16. 0% 16. 0% 0. 0%		
過去3ヵ年の決算状況補助を受ける事業(団体)	収入	自 元 市 祁 (前 人 件	項目 登金 自己負担 事業収入 寄付金・その他 構助金 が年度繰越金 計 費 ‡費	助成		平成24 (円) 0 99, 750	# 割合 (1	0. 0% 0. 0%	平 金額(6 6	円) 66, 000 66, 000 99, 750 65, 750	割合 (%) 24. 8% 24. 8% 0. 0% 75. 2% 0. 0% 100. 0% 100. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0%	金額 (円) 19, (19, (100, (119, (119, (割合 (%)		
過去3ヵ年の決算状況補助を受ける事業(団体)等	収入	自己 市補 (前 事業人件	項目 資金 自己負担 事業収入 寄付金・その他 輔助金 が年度繰越金 計 費 計費 計費	助成		平成24 (円) 0 99, 750	# 割合 (1	0. 0% 0. 0%	平 金額(6 6	円) 66, 000 66, 000 99, 750 65, 750	割合 (%) 24. 8% 24. 8% 0. 0% 75. 2% 0. 0% 100. 0% 100. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0%	金額 (円) 19, (19, (100, (119, (119, (割合 (%) 割合 (%) 16.0% 16.0% 0.0%		
過去3ヵ年の決算状況補助を受ける事業(団体)	収入	自己 市補 (前 事業人件	項目 資金 自己負担 事業収入 寄付金・その他 前助金 前年度繰越金 計 費 計費 D他事務費	助成		平成24 (円) 0 99, 750 99, 750	1 1 1	0. 0% 0. 0%	平 金額(6 6 19 26	円) 66, 000 66, 000 99, 750 65, 750	割合 (%) 24. 8% 24. 8% 0. 0% 75. 2% 0. 0% 100. 0% 100. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0%	金額(円) 19, (19, (100, (119, (119, (割合 (%) 割合 (%) 16.0% 16.0% 0.0%		
過去3ヵ年の決算状況補助を受ける事業(団体)等	収入 支出	市神(前事)	項目 資金 自己負担 事業収入 寄付金・その他 前助金 前年度繰越金 計 費 門他事務費	助成)		平成24 (円) 0 99, 750	1 1 1	0. 0% 0. 0%	平 金額(6 6 19 26	円) 66, 000 66, 000 99, 750 65, 750	割合 (%) 24. 8% 24. 8% 0. 0% 0. 0% 75. 2% 0. 0% 100. 0% 100. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 100. 0%	金額 (円) 19, (19, (100, (119, (119, (割合 (%) 割合 (%) 16. 0% 16. 0% 0. 0%		
過去3ヵ年の決算状況補助を受ける事業(団体)等	収入支出	市・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	項目 資金 自己負担 事業 かその他 前の金 前の金 前の年度 計 費 は要 は要 は要 は要 は要 は要 は要 は要 は要 は要	助成))		平成24 (円) 0 99, 750 99, 750	1 1 1	0. 0% 0. 0%	平 金額(6 6 19 26	円) 66, 000 66, 000 99, 750 65, 750	割合 (%) 24. 8% 24. 8% 0. 0% 75. 2% 0. 0% 100. 0% 100. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0%	金額(円) 19, (19, (100, (119, (119, (割合 (%) 割合 (%) 16. 0% 16. 0% 0. 0%		
過去3ヵ年の決算状況補助を受ける事業(団体)等	収入支出支に	市・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	項目 資金 自主収入 寄付金・その他 前の金 が年度計 費費 予付金 を計 を が年度計 を がまます。 を がまます。 を がまます。 がまます。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	助成))		平成24 (円) 0 99, 750 99, 750	1 1 1	0. 0% 0. 0%	平 金額(6 6 19 26	円) 66, 000 66, 000 99, 750 65, 750	割合 (%) 24. 8% 24. 8% 0. 0% 0. 0% 75. 2% 0. 0% 100. 0% 100. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 100. 0% 266. 4%	金額(円) 19, (19, (100, (119, (119, (割合 (%)		
過去3ヵ年の決算状況補助を受ける事業(団体)等	収入 支出 支目 翌	自 市 (事人そ 出資度)	項目 資金 自事業金・その他 新助金 新年度 計 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	助成))		平成24 (円) 0 99, 750 99, 750	1 1 1	0. 0% 0. 0%	平 金額(6 6 19 26	円) 66, 000 66, 000 99, 750 65, 750 65, 750	割合 (%) 24. 8% 24. 8% 0. 0% 0. 0% 75. 2% 0. 0% 100. 0% 100. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 100. 0%	金額(円) 19, (19, (100, (119, (119, (割合 (%) 割合 (%) 16. 0% 16. 0% 0. 0%		
過去3ヵ年の決算状況補助を受ける事業(団体)等の	収入 支出 支 自翌	自市(事人そ)(出資度交付)	項目 資金 自工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工	助成))		平成24 (円) 99, 750 99, 750 99, 750	年度 割合 (0. 0% 0. 0%	平 金額(6 6 19 26 26	P) 66, 000 66, 000 69, 750 65, 750 65, 750 2	割合 (%) 24. 8% 24. 8% 0. 0% 75. 2% 0. 0% 100. 0% 100. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 266. 4%	金額(円) 19, (19, (100, (119, (119, (割合 (%)		
過去3ヵ年の決算状況補助を受ける事業(団体)等の	収入 支出 支記 成果	自 市 (事人を)出資度交指	項目 資金 自事業金・その他 新助金 新年度 計 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	助成))		平成24 (円) 0 99, 750 99, 750	年度 割合 (1 1 1 カ所	0. 0% 0. 0%	平 金額(6 6 19 26 26	円) 66, 000 66, 000 99, 750 65, 750 65, 750	割合 (%) 24. 8% 24. 8% 0. 0% 0. 0% 75. 2% 0. 0% 100. 0% 100. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 0. 0% 266. 4%	金額(円) 19, (19, (100, (119, (119, (119, (割合 (%)		

【前回評価】平成24年度「継続」

補助金交付による直接的な効果は、景観重要資産等を訪れる市内外から市民等の増加と地域(地区コ ミュニティ協議会等)の活性化であり、市においても広報紙やホームページへの掲載のほか、「景観100 選マップ」(景観重要資産等を含め、市民公募により選定した市内の景観を紹介したリーフレット)

を、観光案内所や市内の主要施設に常設(無料配付)するなど、積極的な周知に努めている。 また、補助金交付による二次的な効果として、補助金を活用した整備により地域の活性化を図った地 区コミュニティ協議会が、他の地区コミとの情報交換などを通じて補助金の魅力・活用方法をPRして もらうことにより、今後の景観重要資産等の指定提案の増加にも繋がり、景観行政の推進に寄与するこ とが期待できる。

き 事 項

		- D INC	
要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等 の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の 福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	補助対象事業の実施団体は地区コミュニ ティ協議会であり公益性は高い。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	Α	地区コミュニティ協議会の運営等は、市の 補助金及び管内自治会からの協会費で活動し ており、事業に係る財源を他に求めることは 難しいことから、通常の維持管理では実施が 困難な整備事業等の経費への行政支援(補助 金)は必要不可欠である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。(その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。)	Α	地域のシンボルとなっている景観資源を、 地域で守り、後世に伝えていくための事業へ の補助は、市民ニーズに合致している。
	① 補助の対象となる事業について、行政が直接 実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当 であると明確に認められる。	В	補助を受けた地区コミュニティ協議会では、事業実施に地域住民が参加し、施工業者等と協力して実施することにより経費削減が図られている。
適格性及び妥当性	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。(交付要綱の補助基準)	В	地域住民(地区コミ)等による通常の維持 管理では整備が困難な事業を想定し、補助額 の上限を設定したものである。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられないなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	A	補助金の交付については予算の範囲内としており、各地区コミュニティ協議会からの要望事業について、緊急度・優先度を十分考慮したうえで予算計上している。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	地区コミュニティ協議会は、地域の振興活動や行政との協働の主役である自治活動団体であり、公益性は高い。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助 金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又 は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段で あると明確に認められる。	Α	地域のシンボルとなっている景観資源を、 地域で守り育んでいくための事業実施に対す る補助であり、地域の活性化に繋がることが 期待され、補助金交付の妥当性は高い。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、 その内容は補助目的に照らし、公費を充てるも のとして、著しく妥当性を欠くものとはなって いない。	Α	交付要綱に、食糧費及び交際費を補助対象 経費から除くことを規定しているほか、申請 前の協議時に飲食費・備品購入費等は対象に できないことを説明している。
〈補	助金の見直し結果〉		火油上即流压 》
内部評価(一次)	≪今後の改革の方向性≫ ☑ 現状のまま継続 □ 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 □ 拡大 □ 他の補助金と統合 □ 補助内容の改善□ 縮小 □ 移管 □ 休止 □ 廃止 ≪上記方向の理由≫ 景観資源を守り、地域の活性化等に資するた	外部評価結果	≪視点別評価≫ 公益性 ⇒ □高い □低い 必要性 ⇒ □高い □低い 有効性 ⇒ □高い □低い 適格性・妥当性 ⇒ □高い □低い ≪今後の改革の方向性≫ □ 現状のまま継続 □ 見しの上で継続 ⇒今後の方向性 拡大 世の補助金と統合 □ 補助内容の改善 縮小 移管
結果	めに、住民や地域との協働で景観形成を推進していく事業であり、継続していく必要がある。 《改革·改善の内容とそれを実施していくための手段・計画》		休止 廃止 ≪まとめ≫

景観整備事業補助金交付要領

(趣旨)

- 第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則(平成16年薩摩川内市規則 第67号。以下「規則」という。)第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補 助金等基本条例(平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。
 -)を実施するため、薩摩川内市建設部関係補助金等交付要綱(平成19年薩摩川内市告示第102号)第2条の表に掲げる景観整備事業補助金(以下「補助金」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 補助金に係る補助事業等は、景観地区、景観啓発地区、景観提案地区及 び景観重要資産(以下「景観地区等」という。)の整備及び維持管理に関する 事業でなければならない。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、予算の範囲内で交付するものとするし、各年度において 1回のみ交付し補助金額は10万円を上限とする。

(補助対象経費)

- 第4条 補助金は、事業の実施に要する経費(食糧費及び交際費は除く)について交付するものとし、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 地区コミュニティ協議会では困難な事業の実施
 - ② 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要であると認められる事業 (交付の申請)
- 第5条 景観整備事業補助金の交付の申請に係る規則第5条第3号の市長が必要 と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 事業の実施に要する経費の分かる書類
 - (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類 (交付の基準)
- 第6条 補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これ を行わない。
 - (1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、当該申請者に補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

- 第7条 補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 当該補助事業等の公益性,必要性,効果等について当該補助事業者等が自 ら行った評価に関する書類
 - (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類 (効果の測定)

第8条 補助金の効果(条例第4条第2項第1号の効果をいう。)は、事業の項目及び内容並びにその実施による成果等を用いて測定するものとする。

(補助事業者等の責務)

第9条 補助金の交付を受けた補助事業者等は、景観地区等の良好な維持管理に 努めるものとする。

(その他)

- 第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、建設部長が別に定める。 附 則
 - 1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 補助金に係る条例第4条第1項の規定による見直しについては、平成24年度において検討を行い、その結果に基づいて、平成25年度において所要の措置を講ずるものとする。